

工場等に係る振動の規制基準（振動規制法）

（法第4条）

（2015.11.4 町田市告示第268号）

区域の区分		時間の区分	
	該当地域	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域 	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・前号に接する地先及び水面 	(8時～20時) 65 デシベル	(20時～8時) 60 デシベル
<p>学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>			

備考

1. デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
3. 振動の測定方法は、日本工業規格Z8735に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔・100個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

工場等に係る振動の規制基準（東京都環境確保条例）

（条例第 68 条、別表第 7 六）

区域の区分		時間の区分	
	該当地域	昼間 8 時～19 時	夜間 19 時～8 時
第 1 種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種低層住居専用地域 ・第 2 種低層住居専用地域 ・第 1 種中高層住居専用地域 ・第 2 種中高層住居専用地域 ・第 1 種住居地域 ・第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・用途地域の定めのない地域 	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・前号に接する地先及び水面 	(8 時～20 時) 65 デシベル	(20 時～8 時) 60 デシベル
<p>ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内の工場又は指定作業場 当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。 2. 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第 81 条第 3 項(第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。 3. 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場 適用しない。 			

備考

1. デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
3. 振動の測定方法は、日本工業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。